

え

福島かずえです。日本共産党県会議員団の代表質問を行います。

第一のテーマは、県観光PR動画問題の総括と反省を求めることです。

(1)「女性差別撤廃条約」の学び直しと総括を求める

7月5日からインターネットで配信された「仙台・宮城夏キャンペーン」PR動画は当初の予定を一カ月繰り上げて8月26日に配信終了となりました。

この動画は、いくつかの大きな問題があり、県に直接、550件（8月24日現在）の意見が届き、そのうち8割近くが苦情、抗議の意見でした。

また、県議会4会派や7人の女性県議全員、そして県内約330名の女性や全国の女性議員団体などから、配信中止の申し入れが村井知事あてにありました。

知事は7月10日の記者会見で「リスクを負ってでも皆さんに見ていただくものだと思います」「賛否両論あったことが逆に成功につながっている」「私としては面白いと思っている」といい、8月10日の記者会見では「一般世論は8割くらいが評価している」と語り、配信を続けました。

イ 知事が「リスクを負ってでも」と述べた「リスク」とはいったい何を意味したのでしょうか、伺います。

1

ロ この動画の作成・配信の問題点は第一に、「家臣の女性が殿方におもてなしをする」という設定で描かれ、「固定的な性別役割分担」を助長するものとなっていることです。唇の大写しや肉汁などの性的暗喩、メタファアの繰り返し表現とともに、男女共同参画、ジェンダー平等に反する動画となっており、世界の流れから大きく逸脱していることです。自治体が公金を使って製作し、インターネットで世界中に配信してはダメな内容であることです。この間の知事の言動からみて、知事には、そういう認識が欠如していると思われるのですがいかがですか、伺います。

ハ 毎年6月に南フランスで行われている国際広告フェスティバル「カンヌライオンズ」で今年最も注目され、特徴となったテーマは「ジェンダーイコリティ」、ジェンダー平等だったそうです。性に対する差別や偏見の解消、女性活躍のために広告やメディア産業が寄与できるのかを議論するセミナーが目立ち、女性の権利向上や活躍を鼓舞するキャンペーンがグランプリや金メダルを多数受賞する結果と報じられています。

Facebookの最高執行責任者であるシェレル・サンドバーグ氏が登場したセミナーでは現在のマーケティング業界において「いかに女性の人材登用が進んでいないか」を解説し、広告における過去の女性蔑視的表現や女性を男性視点からの性的対象物として描いた事例を取り上げて、それらを徹底的に批判したそうです。

こうした国際的な広告業界の動きを知事はご存知だったでしょうか、伺います。

〔三〕 カンヌで明らかになったことは、1979年国連総会で採択し、82年に発効された「女子に対するあらゆる差別の形態の撤廃に関する条約」いわゆる「女性差別撤廃条約」が求めている段階に、世界の流れが大きく前進していることです。

女性差別撤廃条約は、「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要とし」、「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なこと」をその前文で示しています。

女性に対する差別を「性に基づく区別、排除又は制限」と定め、「男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現」するため、「男女の社会的及び文化的な行動様式を修正する」、「すべての適当な措置をとること」を締約国に求めています。

日本国政府は、この条約批准のため、男女平等に関する法律、制度面の整備を進め、国籍法・戸籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定及び労働基準法の改正、「家庭教育の在り方」の検討を行うなどして、85年によく批准できました。

86年には、男女共同参画社会基本法ができ、地方自治体に同様の条例をつくることが求められ、宮城県でも2001年に議員提案で男女共同参画推進条例が制定、施行されました。今回のPR動画は、国際条約や国内法、宮城県がみずから定めた条例のいずれにも反していないといえます。その認識がないことは、地方自治体の首長として恥ずべきことではないでしょうか、伺います。

2

〔ホ〕 今回の動画の作成・配信の問題点の第二は、県庁内部での進め方、手続きの問題です。

「復興基金」と同様に、復旧・復興事業に使うとされている「地域整備推進基金」から1億円が「沿岸部観光情報発信事業」として予算化され、今回は冬キャンペーンに使う約二千五百万円をのぞく7500万円が、動画制費二千三百万円とマスコミやネット上での展開費五千二百万円として使われました。

今年3月に、公募型プロポータル方式で委託先として（株）第一広告社が選定されました。この時のプロポータル選考委員会は観光課、広報課、消費生活文化課、食産業振興課で構成されていましたが、納品前に動画の出来上がりを見て、チェックしたのは観光課だけでした。観光課だけで動画を見て、納品を受け、ネット配信前に、経済商工観光部長、知事が動画を見ていると伺いました。

（イ） 第一にプロポータル選定委員会を構成していた広報課、消費生活文化課、食産業振興課でも納品チェックが必要だったのではないのでしょうか。

（ロ） 第二に、村井知事は配信前に動画を見ているのですから、男女共同参画推進、ジェンダー平等の視点で配信をストップできる余地があったのになかったこと。

（ハ） 第三に、少なくとも、知事以外にも、配信前に20名近い県職員が動画を見ているのですから、これは「まずい」と、止める人は誰もいなかったのか：という以上、三点を問題として指摘しますが、いかがお考えでしょうか、伺います。

へ 県内全地方女性議員を対象に活動している「みやぎ女性議員のつどい」は、8月22日の総会で、動画への抗議と配信中止、男女共同参画の視点に立った広報を行うことを求めて「特別決議」を採択し、同日河端副知事に手渡しました。

この時も、河端副知事は、「県条例にてらしてみても、動画内容は問題ない」という認識でした。知事も、他の幹部職員も同様の発言を繰り返しています。あらためて、「女性差別撤廃条約」をはじめとした世界の流れ、宮城県男女共同参画推進条例、条例にもとづく男女共同参画基本計画を外部から有識者を招き、全庁的に学びなおすべきです。そのうえで、又動画の内容を総括すべきだと思いますが、知事はいかがお考えですか、伺います。

ト 県条例ができた2001年から、男女共同参画推進課が所管課として全庁に横断する大切な仕事を担いました。しかし、村井知事が2009年から、男女共同参画推進班に格下げし、共同参画社会推進課の4つの班のひとつにしたことから、知事は男女共同参画、ジエンダー平等推進に理解を示さず、後ろ向きだと指摘できます。今回の動画配信で宮城県が受けた汚名を返上していくためには班体制から課へ戻し、遅れている男女共同参画の施策を強力に推進していくべきですが、お答えください。

(2) 再発防止策として県広告のあり方の指針作成

今後の再発防止策として、男女共同参画の視点など大事なことが欠落しないように、県の広告のあり方の指針を作成し、全庁的に対応していくべきです。お考えをお尋ねします。

2、第二のテーマは知事の言動と県政に与える懸念です。

(1) 地方自治と福祉の捉え方

イ 観光又動画は、観光推進協議会の名で配信し、構成メンバーである県内35市町村をはじめ、85にものぼる協議会構成団体への配慮がなく、奥山前仙台市長のコメントにみられるように、自治体間の信頼関係を傷つけてしまいました。

放射線汚染廃棄物処理をめぐるでも、法的に決定権がない、任意の話し合いの場である「市町村長会議」で、知事は国のお先棒を担ぐような発言と振る舞いで、市町村の団体自治を侵害しているといえます。

また、仙台市長選挙で、知事は「経済人がいい」と発言し、経済人の候補者擁立に影響を与え、公職選挙法に抵触する恐れがあるほど、前のめりで先頭に立ち応援しました。これが、「市を県の影響下に置きたいのでは」と捉えられ「反発を招き」敗因のひとつになったとの見方もあります。

これらの知事の言動は「市町村は県、国に従うべきもの」という、知事の誤った考えから出ており、憲法で保障されている地方自治を理解せず、上から目線で市町村をみているように思えますが、いかがでしょうか。伺います。

□ 知事は「財源の余裕のある範囲でできる限り手厚いことをしていくのが福祉」「年に数回しか風邪をひかないような、子どもの医療費を無料にすることが本当の福祉といえるのか」と、福祉についての持論を繰り返し、述べています。

しかし、地方自治法第一条の2に地方公共団体の仕事は「住民福祉の増進が基本」と定められている通り、地方自治体の仕事の第一は住民福祉の増進・向上です。

知事の福祉の捉え方は、根本からまちがっていると思いますがお答えください。

(2) 情報公開の後退

イ 知事の憲法や地方自治法の理念から逸脱している言動が目立つようになり、最近では、広域防災拠点事業や東京オリンピックピック長沼ボート場誘致問題などでも、知事のトップダウンがまかり通る風潮が県庁内で進行していると懸念しています。

こうしたなかで、県における情報公開の姿勢が後退しています。

「上工下水道一体化官民連携」、上工下水道の一部民営化事業で、「導入可能性調査」「ユーザーリジェンス調査」を公募型プロポーザル方式で事業者選定しました。党県議団は、条例にもとづき開示請求しましたが全5文書497枚のうち約160枚が真っ黒に塗りつぶされ、「のり弁」状態でした。

参加した全事業者名と選定された事業者も含めた技術提案部分がすべて「非開示」でした。理由は、企業の利益を損なうというものです。観光又動画でも、七月の常任委員会に参加業者名の公開を求めたところ、同様の理由で拒否されました。

大阪府や京都府をはじめ、全国的に参加事業者名は開示されています。県も震災がれき処理のプロポーザル参加事業名を開示していました。進んでいた宮城県の情報公開が村井知事のもとで最近、急速に後退しています。いかがでしょうか、伺います。

□ 宮城県では随意契約の一種である公募型プロポーザル方式が最近、増えており、「月には、知事の執務机制作業務も公募型プロポーザル方式でイトーキー社が応募し、二百二十一万四千円で契約しました。現在使用している執務机は、旧県庁建設時に納品され、八〇年以上も使用していますが、「復興計画再生期」の時期にあたることから買い換えるとのことです。

執務机購入をなぜ、一般競争入札でなく公募型プロポーザル方式にしたのか、伺います。また、イトーキー社の応募では、公募型プロポーザルを採用した目的・趣旨が果たされなかったのではないのでしょうか。あわせて、伺います。

ハ 大阪府や京都府では、公募型プロポーザル方式で事業者が決定すれば、透明性を確保するため、選定された事業者だけでなく、参加事業者の名前と評価点などを公表しています。国交省技術調査課にも問い合わせたところ「最終結果ができれば公募した場合は参加した事業者名は原則公開」とのことです。

公契約における公平性、透明性及び競争性の観点から安易にプロポーザル方式をとるべきではありません。また、応募した企業の利益を守るという理由で、情報非開示が拡大さ

れるようでは、県民の利益が損なわれてしまいます。公募型プロポーザル方式の情報非開示のあり方を見直し、できる限り情報公開すべきですが、いかがでしょうか、伺います。

3、三つめのテーマは、これからの復興事業と検証作業を進めるにあたってです。大事な視点から大きく4点、伺います。

(1)「高台移転、職住分離、多重防御」の「宮城モデル」の問題点

イ 8月上旬、「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」という、冊子が届きました。そのなかで「高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策」を「宮城モデル」として「後世にしっかりと伝えていく」、「全国の防災対策に活用」して欲しい…と記されていますが、私は強い違和感を持ちました。

7月末時点で、12804人6027世帯が仮設住宅で暮らしており、災害公営住宅の完成年度も、遅れており知事の公約通りにはいきません。宅地の引き渡しまであと一年以上待たなくてはならないとあります。

「復興事業はいまだ道半ば」にもかかわらず、総括的などりまとめのような表現を使うことは、仮設住宅で不自由な暮らしをしている方々に対してたいへん失礼なことではないでしょうか。

ロ また、「高台移転、職住分離、多重防御」という「宮城モデル」が本当に後の世や全国に誇れるものなのか、被災当事者の住民の声にもとづく丁寧な検証作業が不可欠です。それも行っていいはずですが、どのような考えなのか、あわせて伺います。

ハ 高台移転や多重防御という、ハード整備には、長い時間と多額の費用がかかります。時間とお金をかけても、そこに住民が戻らない事態、コミュニティ存続の危機的な状況が三陸沿岸はじめ、県内あちこちで見られます。

私の地元の若林区井土地区は、防潮堤とかさ上げ道路の多重防御策によって、県道亘理塩釜線より西側は現地再建となりました。しかし、いまだに、かさ上げ道路も名取川北側の防潮堤も未完成です。県道東側は災害危険区域になり、集落が分断されただけでなく、安全だから戻れと言われても、その安全策が完成されていないなかで西側の現地再建は進まず、100世帯の集集は10世帯程度になっています。

津波被害は地形などで大きく異なり、その地域や集落によっても、安全対策は画一的でなく、それぞれにあわせた命を守る対策が求められていました。防潮堤などのハード対策だけでなく、とにかく「逃げる」避難行動などソフト対策が大事だと言われています。

先日、私は三浦一敏県議と、牡鹿半島をまわり、海に生きる被災住民の皆さんから話を伺いました。「行政は被災直後、住民が考える余裕がないなか、十分な説明もなく、一方的に防潮堤、高台移転のまちづくり計画を住民に押し付けて、計画通りに進めようとしていた。もっと、話を聞いて柔軟に対応して欲しかった。職住分離は海辺の暮らしを知らない人がいうことだ」とたいへん厳しいご意見を伺いました。

「高台移転、職住分離、多重防御」を唯一無二のすぐれたモデルのように流布することは避けるべきです。お答えください。

【二】 山元町笠野地区で現地再建となった16世帯のみなさんと、県道建設をめぐり県がインシアチブを取って丁寧話し合い、県も知恵を出し、ついに最近合意ができた事例は、明るいニュースです。やろうと思えば、このようにできるわけです。

住民の声にもとづく、復興まちづくりの計画変更をもっと大きな流れにしていくべきです。いままも、防潮堤をめぐって、住民との合意ができていない地域がありますが、ぜひ、そこに住み続ける住民の要望に沿って、計画を見直すべきです。伺います。

(2)「復興基金」「地域整備推進基金」のつかい方

【イ】 復興基金の使いかたが、住まいの再建は岩手県で93%、9割をこえているのに、宮城県ではわずか1%であることを2月県議会で指摘しました。また、いのちと健康をまもる施策として、医療や介護の免除制度も岩手県は復興基金をつかい、ずっと継続しています。復興基金と地域整備推進基金は、2016年度(H28)決算であわせて約49億円も残っています。住まいの確保策や医療、介護の免除にこそ、優先的に使うべきです。お答え下さい。

【ロ】 宮城県でもコミュニティ再生のために復興基金や地域整備推進基金をつかい、集会所建設などコミュニティづくりの拠点施設整備(被災地域交流拠点施設整備事業)をすすめ、新しいコミュニティの自主的な活動を支援し(地域コミュニティ再生支援事業)、被災地の問題解決や被災者支援のNPOなどを助成(地域復興支援助成金)しています。

しかし、災害公営住宅ですでに3人が孤独死されています。兵庫県では復興基金を使い、孤独死を防ぐため常駐型見守りを行う「高齢者自立支援ひろば事業」を今も実施しています。

ひとり住まいの高齢者が多い災害公営住宅での孤独死を防ぐために、NPOや自治会まかせにせず、県が自らの事業として復興基金や国の「被災者支援総合交付金」を活用しながら常駐型見守り事業を行うべきです。お考えを伺います。

【ハ】 新しいコミュニティの自主的な活動を支援する「地域コミュニティ再生支援事業」は、石巻市のいわゆる白地地区や仙台市東部などの災害危険区域から外れて現地再建をされた被災者の皆さんには使えない制度になっています。震災のために人が減り、集落やコミュニティ維持のために苦労されているこういう地域でもつかえるように制度の拡充を求めますがいかがでしょうか、伺います。

【ニ】 復興のために使われるはずの「地域整備推進基金」が観光PR動画作成配信事業に使われていたことに批判があつまりました。

阪神淡路大震災や中越・中越沖地震のときの復興基金は、管理運営する財団をつくり、被災者の生活や住宅再建、コミュニティ再生、生業・雇用の再建など既存制度の隙間を埋

める事業に積極的に活用され、そのために、被災者のニーズ調査や住民参加のあり方が工夫されてきました。

しかし、宮城県は、復興のための基金を「復興基金」と「地域整備推進基金」と二つに分け、利用の区分も不明確でわかりづらく、基金活用の情報公開も不十分です。現状では、自治体行政の内部予算に取り込まれ、トップダウンの行政基金のようになっていきます。国からの交付税や兵庫県はじめ世界中からの寄付金など、本来の趣旨に沿って活用すべきです。被災者の生活や生業の再建、コミュニティ再生に直接役立つ事業への優先度や活用の透明化をはかるために事務処理要領をつくり、客観性をもたせること、使いみちの情報公開をはかること、被災者当事者もつと活用のあり方にかかわることができるようにすべきです。いかがでしょうか、伺います。

(3) 災害を拡大した広域合併と職員削減

イ 復興の検証をおこなう際に欠かせないことは、市町の合併、職員削減などによって自治機能の弱体化や地域防災力の空洞化に拍車がかかり、初期救助の段階での被害の拡大や現在の復興格差を生んだことへの反省だと考えます。

住民自治を基本にして復興計画をつくり、県内で復興のトップランナーといわれている東松島市の阿部秀保前市長は、「石巻との広域合併をしていたら、こういう復興はできなかつただろう。二町合併でよかった」という趣旨の発言をしています。

一市の町の広域合併を行った石巻市では、2005年4月の合併当初の職員総数は二千二十五人、そのうち総合支所は五百三十二人でしたが、2013年には千六百三十五人と三百二十七人にそれぞれ減っています。現在(2017年8月)では千六百十五人と二百八十六人です。

2013年時点で石巻市全体では二割近くの減少になっていますが、本庁は一割強の減少に対して総合支所は四割近く減っています。牡鹿総合支所は一〇六人から43人で、六割減と減少率が最も高くなっています。現在の正規職員は、総合支所全体では五割、牡鹿は三割しか残っていません。

石巻市役所に車で一時間以上もかかる牡鹿地区や雄勝地区などの復旧・復興の遅れと人口流出は深刻です。これらの地域が自立(自律)した自治体であれば、問題解決のための個別の団体自治や住民自治の力がいかされたと思います。

県の知事部局の職員も二〇〇五年は五千四百六人だったのが、今年四月には四千八百六人と六百人も減り、うち技術職員は二千六百人から二千三百七十三人に、二百二十七人も減っています。

国のいうままに進めてきた広域合併と職員削減がいかに被災を深刻にしたか、被災地から、発信すべきですが、お考えを伺います。

□ 人減らしを進めてきた結果、職員不足が今も深刻です。任期付きの有期雇用ではなく、必要な人材を県が正規で雇用し、遅れている市町に派遣することや遅れている事業に充てていくべきではないでしょうか、伺います。

(4) 女川原発2号機再稼働への反対を

イ 災害に強いまちづくり、住民の安全安心というならば、私は「女川原発再稼働は認めない」という、強い意志表示が県として必要だと考えます。

原発被害は収まらず、事故の収束もできていません。8月におこった河北新報の世論調査では、女川2号機再稼働反対が68、6%、約7割で、「安全性に不安」があるは、87%約9割という結果でした。

また、再稼働に必要な「地元同意」の範囲を「県と県内すべての自治体」と答えた人が最も多く55、5%と過半数を超えています。知事と同じように「県と立地自治体の女川町、石巻市」だけでいいと答えたのはわずか7、6%でした。

従来 of 知事の認識を変えるべきです。いかがですか、伺います。

□ 東北電力は2018年、後半以降の再稼働をめざしています。知事は女川原発の再稼働についてあいまいな態度のままです。知事選挙前だからこそ、ハッキリとした態度が必要で、女川原発2号機の再稼働に県民の意向をくんでハッキリ反対すべきです。知事の決断を求めます。

4、最後のテーマは生活福祉資金制度の改善と農業の充実です。

(1) 県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金の相談件数が2016年は8952件で、前年を2136件も上回っています。生活が苦しい県民が増えていることを数字が示しています。

ところが、生活福祉資金の貸付実績は2015年88件だったのが、16年はさらに減ってわずか63件です。実績率はわずか、0、7%で、1%にもなりません。全国社会福祉協議会調査で47都道府県中最低です。

隣の岩手県は13、4%、山形11、51%、青森10、85%、福島8、39%、秋田3、12%です。二月定例会の私の質問に、知事は「原因を究明して使い勝手のいいものにしていかなければならない」と答弁しています。私は、宮城県社協が決めた所得制限が低すぎるのが原因であり、所得制限の緩和など困っている人に寄り添う柔軟な貸付ルールの確立を市町村社協と連携してつくりあげていくことが急務だと考えます。いかがでしょうか、知事の原因究明と改善策についてお聞かせください。

(2) また、震災時の緊急小口資金貸付実績四万二百五十二件に対して、未償還が全県で一万余千四百九十三件もあります。昨年二月から5%になりましたが、それまでは延滞金は一〇、七五%でした。二〇万円の貸付に対して六万以上の延滞金が発生している現状です。

災害援護資金貸付制度の償還免除は特例が法律に定まり、低所得の人などに拡大され、市町村では来年度から本格的に事務作業が始まります。震災時の緊急小口資金も知事の裁量で償還免除の拡大ができることを厚生労働省に確認しています。

返したくても返せないで困っている人を助け、県社協の事務負担軽減のためにも、低所得や所在不明の人などの償還免除を市町村と相談して進めるべきです。いかがでしょうか、伺います。

(3) 三十六日間に及ぶ長雨による日照不足と低温の農作物、特に米に与える影響が心配です。A 仙台や仙台市六郷などで、現状や要望を伺ってきました。いもち病などの発生を防ぐための薬剤や等級の低い、いわゆるくず米に対する補助などの準備が必要ではないでしょうか。伺います。

(4) また、収穫後に収量や等級がわかり、深刻な事態になった場合、共済の上乗せや未加入の農家への支援も必要になる可能性があります。今から検討をすすめ、必要な時はすぐ手を打てるようにすべきです。お答えください。

(5) 被災地の専業農家の人たちの多くは、農業生産対策交付金事業をつかって農業機械や設備を入手しようと法人化や集団化をすすめて、営農再開しました。その際の農機具の減価償却がまもなく終わろうとしています。

仙台市をはじめ被災自治体が上乗せしてリース方式で機械を貸与したところも少なくありません。減価償却期間終了後は機械の払い下げ、無償譲渡を県が決断し、市町村に働きかけるべきではないでしょうか。お答えください。

9

(6) ようやく経営を再開した被災農家、法人にとって、大型機械の買い替えは厳しいものです。被災農家向けの機械購入の補助金制度の新設、拡充が必要です。その際、個別農家も対象にすべきです。大型の機械だけでなく、小型の機械も対象にして兼業農家も使える制度をつくるべきです。お考えを伺います。

(7) 仙台市若林区荒浜居住の二瓶幸次さんは、全国認定農業者協議会会長を務めていますが残念ながら、震災でお亡くなりになりました。二瓶さんは、自らはいち早く農事組合法人をつくりながらも「農村集落や農業、農地、沼や堀、用水を守り、整備するためには兼業農家がいないと困る」とおっしゃっていました。(本当に惜しい方を失くしました。) 農家が農業から離れることは、農村集落から心が離れることを意味します。兼業農家や個別農家など、多様な農家が混在してこそ、持続可能な農村・農業を守ることができます。県独自の個別農家支援策をこの際、創設すべきです。他の東北五県ではすでに支援策があります。新潟県では新しい知事のもと、国の政策を受け入れるだけでなく新潟から新しい政策提言を国にしようと中山間地の所得補償制度など、県独自で進めようとしています。農業立県宮城の県知事としてのお考えを伺って第一問といたします。

読まない部分300字程度もいれて、10339字 約三十五分